

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月２４日

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合規則第10号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第18号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 条例第22条第3項（条例第23条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規則で定める方法は、広域連合長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公示事項（条例第22条第3項に規定する公示事項をいう。以下同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（広域連合長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 広域連合長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。